

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和4年3月9日午後1時00分～午後5時25分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 署長会議の開催について

4月8日、警察本部において、署長会議を開催する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 新型コロナの感染状況にもよるが、予定どおり会議が開催されることを願っている。

(2) 令和4年度監察実施計画について

令和4年度の総合監察及び随時監察の実施時期、対象所属、監察項目等について報告があった。

【委員発言要旨】

○ 監察項目に術科監察があるが、新型コロナの影響を受け、術科訓練に影響が出ているのではないかと心配している。厳しい状況であるが、工夫を凝らした訓練を実施していただき、受傷事故が起こらないように教養・訓練の徹底をお願いしたい。

(3) 令和3年中における子供の性被害の状況等について

令和3年中における子供の性的搾取事犯の検挙状況について、児童買春事犯の検挙件数は119件で、前年に比べ13件減少、児童ポルノ事犯の検挙件数は167件で、前年に比べ16件増加した。また、SNS等に起因する事犯の被害児童数は144人で、前年に比べ2人増加した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 被害児童の低年齢化が見受けられる事から、被害防止対策を行うにあたっては対象年齢の引き下げと保護者に対する教養等も検討していただきたい。

○ また、時代の流れによって、SNSを使用した犯罪も進化していくことが予想されるので、引き続き、これまでの地道な犯罪抑止活動の継続と新たな対策等も検討しながら被害防止に努めていただきたい。

(4) 強盗殺人事件の検挙について

捜査第一課が、薬物対策課、少年課、寝屋川警察署と合同で、標記の事件につき、3月8日までに被疑者4人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 引き続き、事件の全容解明をよろしくお願いしたい。

(5) 令和4年春の全国交通安全運動の取組について

4月6日から4月15日までの間、運動の全国重点を「子供を始めとする歩行者の安全確保」、「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」及び「自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保」、大阪重点を「二輪車の交通事故防止」として、春の全国交通安全運動を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 運動重点に沿った各種取組を強化していただき、交通事故、交通死亡事故の抑止に尽力していただきたい。

(6) 「大阪府警察安全運転管理規定」の一部改正について

令和3年11月10日の道路交通法施行規則の一部改正により、安全運転管理者の業務として、飲酒の有無の確認に関する業務が拡充されたことに伴い、大阪府警察安全運転管理者規程を一部改正する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 様々な観点から飲酒運転の絶無に努めたい。また、府民から安全運転管理者に関する質問等があれば、丁寧な説明をお願いしたい。

(7) 「表現の不自由展かんさい」に対する威力業務妨害事件の送致について

警備部が、東警察署と合同で、標記の事件につき、3月2日、大阪地方検察庁に送致した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ SNSを利用した悪質な犯罪であり、よく検挙していただいた。今後も積極的な検挙をお願いしたい。

第2 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、59件の行政処分を決定した。

(2) 人事案件について

地方警務官の人事案件について報告があり、その内容について同意した。

(3) 警備業法違反に係る代行聴聞実施結果及び行政処分の決定について

警備業法に基づく行政処分1件について、審議の結果、警備業務に係る営業の停止を決定した。

(4) 銃刀法改正に伴う「公安委員会規程」等の一部改正について

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、「大阪府公安委員会事務専決規程」、「大阪府公安委員会公印規則」等の一部を改正する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。

(5) 不服申立てに対する裁決について

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令処分に対する審査請求事案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(6) 特例施設占有者の指定について

遺失物法第17条に規定する特例施設占有者の指定について、1件の上申があり、可として決裁した。

(7) 警察署協議会委員の退任について

警察署協議会委員1人の退任について上申があり、可として決裁した。

(8) 「大阪府金属くず営業条例施行規則」等の一部改正について

民法の一部を改正する法律が4月1日に施行されることに伴い、「大阪府金属くず営業条例施行規則」及び「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例施行規則」の一部を改正する旨の上申があり、可として決裁した。

(9) 猟銃安全指導委員の委嘱について

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づき、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間を任期として、猟銃安全指導委員56人を委嘱したい旨の上申があり、可として決裁した。

(10) 少年指導委員の退任に伴う感謝状の贈呈について

少年指導委員1人の退任に伴う感謝状贈呈の上申があり、可として決裁した。

(11) 意見要望の受理等について

意見要望8件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 監察案件について

監察案件について報告があった。

- (2) 窃盗事件に係る誤認逮捕事案について
窃盗事件に係る誤認逮捕事案について報告があった。
- (3) 令和4年度の留置施設に対する実地監査計画について
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第18条に基づき、全留置施設を対象に、留置施設の管理運営状況、被留置者の処遇状況等を監査項目とした令和4年度の実地監査を実施する旨の報告があった。
- (4) 警察庁惨事ストレスケアチーム派遣制度の運用開始について
大規模災害、特異な事件等が発生した場合において、当該事案が発生した都道府県警察（以下「事案発生警察」という。）の惨事ストレス対策を警察庁が支援するため、事案発生警察の要請に応じて警察庁惨事ストレスケアチームを編成し、事案発生警察に派遣する制度の運用が4月1日から開始される旨の報告があった。
- (5) 銃砲刀剣類の一斉検査の実施について
銃砲刀剣類所持等取締法第13条に基づき、4月15日から6月30日までの間に銃砲刀剣類の一斉検査を実施する旨の報告があった。
- (6) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について
2月21日から2月27日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上